条例(素案)について

# <条例素案の構成>

※順序・条番号などは参考です。

また、本資料での条文(案)については、通常の条例の形での表現となっていますが、最終的には、懇談会でも意見が出された、ですます調の表現、わかりやすい表現に変更していく予定です。

## 前文

第1条目的

第2条 用語の定義

第3条 基本原則

第4条 市民の責務

第5条 市の責務

第6条 市民参画の対象

第7条 市民参画の手続

第8条 審議会等の公開及び委員の選任

第9条 市民からの意見への対応

第10条 住民投票

第 11・12 条 協働の環境づくり

第13条 市民活動団体への支援

第14条 コミュニティ活動の推進

第 15 条 検証

第16条 条例の見直し

# 【全体】

# ※市民懇談会での意見

- ・多種多様な市民の参加を促し、協働事業を円滑に進めるルール作りと、参画する権利の保障
- ・分かりやすい表現
- ・若い世代にとっても分かり易い構成・ルール作り
- リアリティがある表現
- ・子供たち・青少年について示す(年齢を区切る場合は慎重にした方が良いという意見もあり)
- ・条例を作ることが目的ではなく、機能させて、多くの人に参加意識を持っていただきたい など

# ※市役所内の部会における検討内容

- ・わかりやすく平易な表現が望ましい
- ・職員参加を前提に市民参画・協働を進め、信頼関係を築かなければならない

など

# 【表題】

# ※市民懇談会での意見

- ・「まちづくり」という言葉が入ると分かり易い
- ・平易な表現で内容が分かり易い条例名がよい

# 【前文】

# <条文(案)>

# 未作成

## ※盛り込む内容としては、

- ・蕨市の市民参画、協働の取り組みに関する歴史的背景、特徴
- ・市民参画、協働のまちづくりによる蕨市の将来像
- ・条例を制定する決意
- ・市民憲章や、蕨市コミュニティづくり推進条例の要素 など

### く骨子案>

- ①蕨市の市民参画、協働の取り組みに関する歴史的背景、特徴
- ②市民参画、協働のまちづくりによる蕨市の将来像
- ③条例を制定する決意

# ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・高齢化が進み、都心に通う人等が共同住宅等に多く住む町である。そういう人たちも 参画・協働してもらう文言を含めた方が良い。
- ・蕨宿・中山道があって、それを契機に蕨市が作られてきた歴史的な流れをある程度入れていく必要がある。これをアピールしながら、今後の時代はこのように行ったらどうかということを入れていければ良い(新住民にとっては、歴史的な背景を載せる事で、重く感じ、逆に入り込み難いということもある。別に載せるなどの工夫をする必要があるのではないかという意見もあり)。
- ・参画や協働は蕨の特徴ということであったが、他より優れている部分については強調 していく必要がある(コミュニティ組織がしっかりしているのが蕨市の特徴である)。
- ・市民憲章、コミュニティ推進条例、まちづくり条例、また、市民参画・協働のまちづくり指針、これらの歴史を踏まえ、市民の様々な意見を聴いて市政に反映させていく ことは大切である。

など

### ※市役所内の部会における検討内容

・「蕨市の市民参画、協働の取り組みに関する歴史的背景、特徴」、「市民参画、協働のま ちづくりによる蕨市の将来像」、「条例を制定する決意」を前文に溶け込ませる必要が ある。

- ・市民憲章や、蕨市コミュニティづくり条例の言葉も、その要素を条例の前文に含ませたい。
- ・ただし、現実として今はどうなのかをよく理解しておかなくてはならない。現状の課題も示す必要がある。今なぜ、市民参画・協働を条例化するのかということも前文に盛り込む必要がある。

など

# 【第1条目的】

# く条文(案)>

第1条 この条例は、蕨市における市民参画及び協働についての基本的な考え 方や仕組みを定めることにより、その推進を図り、もって市民主体の活力ある まちづくりに資することを目的とする。

### く骨子案>

本市における市民参画・協働の理念を明らかにするとともに、その推進に関する基本的な事項 や仕組みを明確に条例に定めることにより、市民参画・協働の推進を図り、もって市民主体の 活力あるまちづくりに資することを目的とする。

### ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・市民本位の活力あるまちづくりのために参画と協働の権利の確保を目的とすることが シンプルであり、最も筋が通っているのではないか。
- ・集合住宅が増え、町の行事に参加しない人が増え、町会活動も落ち込んでいる。そのような人達を参画・協働に誘い込むよう考える必要がある(何かしらのメリット・利益を享受できなければ参加しづらい。参加すると、どのようなメリットがあるのかということが、目的に示されると良い)。
- ・「防災」ということについて、謳っておかなくてはならないと思う。
- ・前文のような分かり易い表現で目的を入れた方が良い。

### ※市役所内の部会における検討内容

◎上記<条文(案)>のほかに、目的を「市民の権利の確保」とした表現についても検討した。

「この条例は、本市における市民参画及び協働についての基本的な考え方や仕組みを 定め、市民の市政へ参画する権利と市と協働する権利を確保(保障)することを目的 とする。」

- ・市民が皆で蕨市を良くするための条例であり、「まちを愛してもらいたい、良くしてもらいたい」という思いが込められているはずなので、「権利」という表現はこの条例にそぐわないのではないか。
- ・最も重要なことは市民が参画・協働をするための仕組み作りであり、市民主体の まちづくりが進むことである。
- ・権利を確保(保障)するという目的は、市が市民に与えるというような印象を持ってしまう。「市民(主体)自らの意思で〜」という形にしないと、本条例の趣旨からはずれるのでは。
- ・市民参加が主旨であるから、あえて目的の項目で「権利」をうたうより、市民・ 市がお互い市民参画・協働をやろうというのが分かれば良い。「権利」については 必要であれば前文の中で触れ、シンプルに分かればよい。

など

# 【第2条 定義】

# く条文(案)>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市民が市の政策等の立案、実施及び評価に参加し、意見を述べ、提案すること(※検討中※)
- (2)協働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の

解決に向けて協力して取り組むこと。

- (3) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体
  - (4) 市 市長その他の執行機関(※表現は検討中※)
- (5) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の 規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関
- (6) コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ多様な組織、集団。本市においては、蕨市民憲章制定以降、市民と市が一体となり 各地区を単位としたコミュニティづくりを進めてきた(※表現は検討中※)
- (7)市民公益活動(団体) 社会や地域社会の課題解決など、市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした、自主的で非営利な社会貢献活動(を行う団体) (※表現は検討中※)

#### く骨子案>

次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ①市民参画 市の政策立案、施策の実施等にあたって、広く市民の意見を反映させるとともに、 市民と市がともにまちづくりを進めることを目的として、市民が市政に参加する こと
- ②協 働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決(まちづくり)に向けて協力してともに働くこと
- ③市 民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体 ※定義については、その他にも必要な定義が生じれば盛り込むこととする。

### ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・市民参画や協働の定義については、ある面ではオーソライズされており、これ以上の表現は無いと思う。
- ・定義については、蕨の特徴を出す為にあえて入れた方がいいものがあるのではないか。 コミュニティや町会をあえて入れる工夫があっても良い。
- ・蕨市は、学校と地域の交流は盛んなので、そうしたことを入れるのも良い。

### ※市役所内の部会における検討内容

### 【骨子案に対する意見】

- ・市民参加と市民参画は違う。市民と市が共にまちづくりを進めるという目的に立って 市政に参加することを「参画」と定義しているのだが、この表現は分かりづらい。
- ・他市の表現を見ても表現が硬く、行政職員にとっては分かりやすいが、一般市民にとっては分かりづらい。
- ・分かりやすく明確に、参画の中身について、はっきりさせる必要がある。
- ・協働の説明として「協力して働く」という表現に違和感がある。例えば「取り組む~」 など表現の手法を検討してほしい。

など

# 【修正された条文(案)に対する意見】

・コミュニティの定義においては、「蕨独自」のコミュニティを定義されたい。

など

# 【第3条 基本原則】

# <条文(案)>

第3条 本市における市民参画及び協働は、次に掲げる原則に基づいて行わなければならない。

- (1) 市は市民参画によりまちづくりを行うこと。
- (2) 市民と市は対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら、 協働でより良いまちづくりに取り組むこと。
- (3) 市民と市は互いに情報を共有し、市は市政に関する情報を積極的に提供すること。

#### く骨子案>

- ①市は市民参画によりまちづくりを進める
- ②市民と市が対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら、協働でより良いまちづくりに取り組む

### ③市民と市は互いに情報を共有し、市は市政に関する情報を積極的に提供する

### ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・市民参画・協働するうえでの関係性、情報共有というように、市民参画・協働がうま く入っているので、バランスはよいのかもしれない。
- ・他には、例えば前回の会議録にあった、子供・若者・地域のコミュニティなどを盛り 込むことも考えられる。

など

# ※市役所内の部会における検討内容

- ・市民参画・協働には、市民が市との信頼関係を築いていくことが必要であり、それに は情報公開・提供、そして、職員が頑張ることを示していく必要があるので、そうい った要素を盛り込む。
- ・基本原則については(全般的に言えることだが)表現をシンプルで分かり易くした方が良い。

など

◎上記<条文(案) >のほかに、(1) の部分について、主語を「市民」とした表現についても検討した。

「市民は自らの意思により市民参画の推進を行う。」

・市民が、市民参画の「推進」を行うという表現は適切ではないのではないか。 「自らの意思で」と言っていることからも、「推進する」という表現はおかし いのではないか。

など

# 【第4条 市民の責務】

### く条文(案)>

- 第4条 市民は、市民参画と協働によるまちづくりの推進に、主体的にかかわるよう努めるものとする。
- 2 市民は、市民参画及び協働に当たっては、特定の個人や団体の利益ではな く、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持つものとする。

### く骨子案>

○役割:市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めること

○責務:公共の利益(市全体の利益)を図ることを基本とし、市民参画に取り組むこと、積極

的な協働に努めること

○権利:行政活動、自治運営に市民参加する権利

## ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・権利であれば市民自ら積極的に参加する印象だが、役割とすると、市が市民に対して 「あなたはこうしなさい、これは市民がやることですよ」というように言っている感 じがする。
- ・役割・責務・権利という表現は、まちをどう作っていくかという市民の考え方の成熟 度によって違ってくると思う。
- ・日常的には役割という表現が分かり易いと思うが、文言は統一した方が良い。
- ・市民が参加出来る権利をもっているというのではなく、市民がこの条例に基づいて市 政を変えていける権利をもっているとした方が良い。
- ・市民と市が協働で仕事を行っていくためには、市民・市双方が大きな責任を持つ必要がある。これから継続して協働していくことを考えると、市民・市いずれも責務という表現にした方がよいと思う。
- ・表現については、市民は権利、市は責務という関係を市民はイメージしやすいのではないか。

など

### ※市役所内の部会における検討内容

◎上記<条文(案)>のほかに、第1項の表現を「市民の権利」とした表現についても検討した。

「市民は、自主的な意思によって市民参画と協働の推進にかかわることができる」 「市民は、市民参画と協働により、自ら地域課題の解決(まちづくり)を行う権利を 有する」

- ・参画や協働による地域課題の解決を市民の「権利」とする表現はなじまない。また、「自主的な意思~」という表現も、市の「上から目線」的な印象を受けるのではないか。
- ・市民と市が一緒にやっていくということを表現するためには、権利として示す よりも、責務として示したほうが良い。

# 【第5条 市の責務】

# く条文(案)>

第5条 市は、市民が必要とする市政に関する情報を積極的に提供しなければならない。

- 2 市は、市民参画の機会を設けるとともに、市民と市の協働の仕組みの整備 など必要な環境づくりに取り組まなければならない。
- 3 市は、市職員の市民参画及び協働に対する意識の向上に努めるとともに、 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

### く骨子案>

- ・必要な情報の提供
- ・参画・協働の機会の提供、環境整備
- ・市民公益活動に対する必要な支援
- ・市職員に対する啓発、意識向上 など

### ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・市の表現は「責務」にしてほしい。市民にもそれなりの責務はあるが、市としても、 責務として舵取りをしっかりしてもらいたい。
- ・市民と市が協働で仕事を行っていくためには、市民・市双方が大きな責任を持つ必要がある。これから継続して協働していくことを考えると、市民・市いずれも責務という表現にした方がよいと思う。
- ・表現については、市民は権利、市は責務という関係を市民はイメージしやすいと考える。

など

## ※市役所内の部会における検討内容

- ・市民には「責務」と表現しているのに対して、市も同様に「責務」とすべき。
- ・市民は、仕事や私生活がある中で参画・協働をするのだから、職員も同様に動いてい かなくてはならない。職員についての項目は必要である。

# 【第6~7条 市民参画の対象・手続き】

### く条文(案)>

第6条 市民参画の対象となる市の政策等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- (5) 前4号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参 画の対象事項としないことができる。
- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 市民参画の手続が法令等により定められている場合

第7条 市は次に掲げる市民参画の手続きのうち、対象事項にふさわしくかつ 効果的な手続きを実施しなければならない。

(1) 審議会等による審議

- (2) パブリック・コメントの実施
- (3) 市民意識調査(意向調査)の実施
- (4) タウンミーティング(意見交換会等)の開催
- (5) ワークショップの開催
- 2 市は、前項に定める市民参画の手続きのうち、複数の手続きを実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の手続きを実施するよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるものとする。

### く骨子案>

# 【市民参画の対象】

### 例 1

- ・総合振興計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本 方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ・ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市の基本的な制度を定める条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)
- ・ 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- ・ 実施機関が必要と認めるもの

# 適用除外

- ・ 実施機関が緊急を要すると認める場合
- ・ 実施機関が軽微な変更と認める場合
- ・ 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- ・ 実施の手続が法令等により定められている場合

# 例2

- ・市民参加の対象となる行政分野は、市民の生活に密接に関わる行政分野であって、市 民の声を反映することが可能なものとします。
- ・町は、前項に規定する行政分野の政策又は事業における企画、実施、評価及び検証の 段階において市民参加を行うものとします。

### 【市民参画の手続き】

- ・審議会等会議の公開
- ・パブリック・コメント制度(要綱制定済み)
- ・審議会等委員の公募等
  - ※ほかに、市民意識調査、タウンミーティング、住民投票等を入れることが考えられる。

## ※骨子案に対する市民懇談会での意見

- ・市民参画の対象の項目は細かい表現にした方がよい。
- ・参画の対象については、細かく明示すると参画が可能かどうか市民サイドで判断できるが、大まかに書くと参画してよいか判断できない。細かく書く場合は、具体的な参画手続きのそれぞれに全て同じように当てはめることができるのかという懸念もあるが、それは、「ふさわしいものがあれば行う」という書き方でカバーすることはできる。
- ・具体的に示された方が、市民は分かりやすく参加しやすくなる。必ずしも協働の対象 との整合性を取らなくてもよいのではないか。

など

### ※市役所内の部会における検討内容

### 【骨子案に対する意見】

- ・透明性の確保は重要。
- ・手続においては、骨子案だと市側からアプローチする手法しか示されていないが、逆 に市民提案があってもよい。
- ・市民意識調査を手続の一つとして入れることで、市民参画の対象が全てに広がるので、 調整が必要である。ただし、これを手続の一つとして入れるのは良いこと。 など

### 【修正された条文(案)に対する意見】

- ・市側の判断のみで参画の手続方法が選択されないよう、また、そのような誤解がなされないよう表現すべきだ。
- ・「蕨市パブリック・コメント制度に関する要綱」との整合性を図って表現しなくてはな らない。

# 【第8条 審議会等の公開及び委員の選任】

# く条文(案)>

第8条 市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、審議会等委員に市民を積極的に選任しなければならない。

- 2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の 就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

### ※市役所内の部会における検討内容

・事務局案で問題なし

# 【第9条 市民からの意見への対応】

# <条文(案)>※検討中※

第9条 市は、市民から意見等が出されたときは、速やかにその対応に当たり、 市民に対し適切な説明を行うものとする。

# ※市役所内の部会における検討内容

・未確認

# 【第10条 住民投票】

# <条文(案)>

第10条 市長は、市政にかかる重要事項に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事

項を条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

# ※市役所内の部会における検討内容

・地方自治法の改正への動きなど、住民投票に関する国の議論を踏まえて検討する必要が ある。

など

# 【第11~13条 協働の環境づくり、市民活動団体等への支援】

# く条文(案)>

- 第11条 市民と市は、協働のまちづくりに取組むことができる環境づくりを すすめるために、情報の提供や交流・連携を図るものとする。
- 2 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動 の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に 対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。
- 第12条 市民は、市と協働で行う事業について、市に事業提案することができる。
- 2 事業提案に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 第13条 市は、協働のまちづくりに取り組む個人及び市民公益活動団体等に対して、その活動の支援に努めるものとする。

### <骨子案>

- ・参入機会の提供
- ・市民活動団体への支援等

### ※具体的に想定される制度や手続き

- ・参入機会の提供 ~ 協働事業提案制度 など
- ・市民活動団体への支援 ~ 市民活動基金の設置

「わらびネットワークステーション」の活用など

### ※市民懇談会での主な意見

- ・行政がNPO・ボランティア団体と協働する際に、企業と同じように対等といって責務 を押し付けた結果、協働が潰れてしまうケースが多い。行政が、行政・NPOセンター等 から人を派遣するようなフォローをしないと、地域の中で有効なパートナーとして協働し ていくのは不可能である。本来なら、支援の内容にそこまでの配慮があれば協働が起こり やすい。支援のあり方として、「市民活動基金の設置」・「わらびネットワークステーショ ンの活用」に並列して市スタッフの派遣や知識の提供支援の方策があってもよい。
- ・コミュニティビジネスについても、しっかりとした保障を持った支援がないと、自立す るのは難しいと思う。
- ・市民活動団体への支援の2つ以外にも、協働する相手方の組織を育てる支援があってよいと思う。条例骨子案の協働の箇所は、既にパートナーを組む組織が存在していることしか想定していない。条例としてもう少し特徴を出し、蕨は市民参加が盛んで組織化した支援・施策があるとすれば、蕨らしさがより出せ、蕨だからこれをやるのだと周りが納得するのではと考える。
- ・参入機会の提供、市民活動団体への支援等と書いてあるが、もう少し肉付けした方がよいと思う。奈良市の条例に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する」とあるが、情報提供など口だけの支援ではなく、このような基金・資金による支援は大切だと思う。機会の提供だけでなく、基金の設置を明確な形で盛り込んでほしい。
- ・千葉県市川市の市民税1%条例のように、基金だけでなく、住民が参加する支援制度が あることが、支援の啓発活動につながる。

など

## ※市役所内の部会における検討内容

#### 【骨子案に対する意見】

- ・職員の啓発は必要。職員の意識を変えていかなくてはいけない。職員もしっかりした理解を。
- 「協働」を市民にも正しく伝えなければならない。行政が、本来の市の仕事を市民に金を

かけずに押し付けしているのでは、という印象を与えてはいけない。

・施策の最終目標が何のためかをよく見極めて、市民と市が協力してやることが協働。条 例によってお互いが意識して、協力してやっていく形にもっていきたい。

など

# 【修正された条文(案)に対する意見】

- ・市民参画の部分で示されている「市民提案制度」と、協働で示されている「事業提案」 の違いが分かりにくい。タイトル含めてハッキリさせるよう工夫した方が良い。
- ・拠点や基金については、あえて条例に入れる必要はないのでは。具体的に想定されるも のの例として解説を作る際に示せば良いのではないか。

など

# 【第 14 条 コミュニティ活動の推進】

# <条文(案)>※検討中※

第14条 市民は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動に かかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力する よう努めるものとする。

2 市は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決の ために適切な支援に努めるものとする。

## ※市役所内の部会における検討内容

・事務局案で問題なし

# 【第15条 推進・検証の体制】

# く条文(案)>

第15条 市長は、市の市民参画・協働の状況について検証を行い、その結果 を市民に公表する。

# <骨子案>

・推進・検証の体制の確立

# ※市役所内の部会における検討内容

- ・市民意識調査などを活用して市民の意見・意識を反映させていくこともできると思う。
- ・表現については、事務局案で問題ない。

など

# 【第16条 条例の見直し】

# く条文(案)>

第16条 市は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じ、この条例の見直しを行う場合には、当該条例の精神に基づき、市民の意見を適切に反映させて行うものとする。

# く骨子案>

・条例の見直しについて

# ※市役所内の部会における検討内容

• 未確認